

室町期東国本所領莊園の成立過程

室町期再版莊園制論の提起

井原今朝男

Process of Establishment of Muroomachi Period Tokoku Honjoryo Shoen

はじめに

- ① 南北朝期東国における棟別銭賦課と東国本所領莊園
- ② 室町幕府における莊園政策立法と諸国本所領の再編成原理
むすびに

【論文要旨】

これまで室町期莊園制は莊園制解体過程として理解されてきた。本稿では、南北朝から応安年間にかけて中世国家を代表する幕府と天皇権力が莊園制を再編成しようとする政策を推進し、在地からの下地中分の動向とリンクしたことによって再版莊園制が生まれ応永年間を中心に安定性をもって社会的に機能したことを主張した。

第一に東国の南北朝期において天皇の綸旨によって棟別銭賦課が命じられ、それを將軍家と関東管領・守護が施行することによって強制徴収されていること、その中で寺社本所領と地頭堀内は免除されるといふ抵抗の論理が生きていた。しかも同じ時期に東国本所領という所領区分が存在し、そこでの年貢納入沙汰については武家沙汰として幕府権力によって強制的な保護が加えられていた。

第二に、こうした地域編成区分がどのように登場してきたかを検討すると、室町幕府による建武四年から応安元年にいたる莊園政策立法によって、武家領・本所領とい

う莊園所領の二大区分法が登場していた。しかも、幕府の莊園政策立法の推移を検討すると、延文二年令以後本所領内部に知行地をもっている武家被官の知行を公認するとともに、下地の半分を武家と本所で折半する法が強制執行されている。しかも「寺社一円之地」と「禁裏仙洞勅役料所」という新しい所領区分が登場しそこでは全面的に保護政策がとられ、武家被官と莊園領主層の両者の利益が両立するものとなっていた。応安の大法ではじめて諸国本所領という所領区分が登場しており、その延長線上に「東国本所領」とならんで「西国寺社本所領」が存在していたことをあきらかにした。

この結果、院政期に莊園制が成立し室町期に衰退・解体するのではなく、室町幕府の莊園政策立法によって莊園制の枠組みも再編成されて新しい所領区分法が生み出され社会的に機能していたことを述べた。

はじめに

これまで室町期の荘園制論は荘園制解体過程として理解されてきた。一九六七年『岩波講座日本歴史7中世3』（岩波書店）に宮川満「荘園制の解体」が公表されたのを最後にこの研究テーマは講座ものから消滅し、二〇〇〇年『講座日本荘園史4 荘園の解体』（吉川弘文館）の刊行で復活した。この間の研究動向をみても、荘園制解体過程の学説は六〇年代に固まり今日までその大枠は変動がない。最も有力な学説とされる永原慶二の見解は、南北朝期を荘園制解体の始点とするもので、①蒙古襲来を契機に幕府が介入しなかつた本所一円地へも浸透を進め、荘園公領の現地支配権は在地領主層の手に移った。②南北朝内乱期には悪党による変革的活動、惣百姓による惣という結合組織の強化、武家領の拡大などにより荘園支配は深刻な危機的状況に追い込まれた。③解体期には荘務とは無関係に定額年貢の徴税請負人による請負代官制が発達し、守護段銭や国人領主による年貢対掉によって、守護大名と国人領主は荘園解体の推進主体になったとする。

第二の学説は宮川満に代表される見解で、応仁の乱前後に解体したとする。①鎌倉末期までは荘園を侵略する在地領主の力が、国家権力よりも弱かったので荘園制を存続させた。②鎌倉後期から室町期には名主職の分化が進み荘園制基盤が分解し荘園制的収取単位そのものが崩壊した。③室町幕府は一般公家の本所―領家型の諸国本所領が武家領化されるのを放置したが、皇室・摂関家・寺社領の本所―預所型の直轄荘園を保護したため、室町期には幕府・守護体制に保証されて後者の荘園群が存続した。④職の分化が進む中で新名体制や作職の掌握につとめ、荘園領主に親近な実力者や僧侶による代官請負制を一般化させたが、守護領国制の進展とともに守護の関係者が代官に就任し、荘園領主は荘務執行をや

め本所―預所型直轄荘園の支配組織も変質した。⑤応仁の乱前後には幕府守護体制が動揺し、国人層を指導者にした土一揆は荘園領主・守護権力に強く対抗し、体制としての荘園制は解体したとする。

こうした両学説は、羽下徳彦・田沼睦らに代表される守護領国制論や新田英治・須磨千頼・安西欣治らに代表される代官請負制論⁽¹⁾によって補強された。一九八〇年代には、稲垣泰彦・安田次郎・久留島典子らによって職の分解論・新名体制論は根本的に批判された⁽²⁾が、いまなお室町期荘園制を解体期と評価する見解は不動の通説になっている。近年研究が活発化している中世後期の公家社会研究において、菅原正子は山科家領を分析して、十六世紀まで存続した荘園は十五世紀に家司の直務支配下にあった畿内近国に限定されるとしている⁽³⁾。島田次郎も最新の研究の中で、名主職分化論にかわって荘園制収取を排除した地主的土地所有の進展を主張し十五世紀以降を畿内荘園体制の危機状況だとする⁽⁴⁾。いずれも基本的には宮川説の枠内にある。

しかし、これらの室町期荘園制解体論にはいくつかの未解明な論点や、新しい研究動向の成果を無視している点が多い。第一は、名主職の分化論や地主的土地所有が荘園制的収取を排除しているという学説は安田・久留島論文で実証的に批判されており、荘園制解体のメルクマールにはならない。最近の島田論文はいまなお地主制の進展が荘園制を掘り崩すという上島有説を再生産しているが、安田・久留島論文を踏まえた上でその延長線上に室町期荘園制の歴史像を再検討する必要がある。

第二に、これまでの諸説では幕府・守護権力の歴史的性情格について荘園制を保護したのか解体勢力なのかの評価が区々で、統一した歴史像がない。宮川・黒川直則・大山喬平らは幕府守護体制こそが荘園制を維持存続させた国家権力であると主張する⁽⁵⁾。他方、永原慶二・峰岸純夫・岸田裕之らは地域的偏差をもちながらも守護領国制が守護役の動員などを通じて庄民の意識を個別荘園制の枠をこえて守護領国の世界へと拡大さ

せたのであり、守護権力を荘園解体の推進主体とする⁽⁹⁾。幕府・守護権力の評価は、諸説によって正反対になっている。あらためて、室町期の幕府論とリンクした荘園構造論が必要な段階になっている。こうした点は、室町幕府の荘園政策研究についてもいえる。諸国本所領を保護政策の外におき半済令によって武家領化したという点では諸説の評価が一致するものの、幕府による皇室領・摂関家領・寺社領保護政策の評価は両説によって異なる評価となっており、その全体像について根本的な再検討が必要である。

第三に、永原説・宮川説は東国荘園論が欠如している点で共通している。永原の東国社会論は東国荘園制の枠組みを評価しない。在家の分解によって立ち上がる農民闘争に対抗するため惣領制から離れて一揆的結合を強化しようとする国人層と惣領制を維持・固定しようとする鎌倉府権力との対立が東国社会の基本矛盾だとする。峰岸や網野善彦も、東国での領家職は鎌倉期から有名無実であったとし、東国農民にとって荘園制が桎梏となっていたという認識はほとんどない⁽¹⁰⁾。しかし、室町期には東国でも荘園制下にあり岩松氏の領主制が展開され、十六世紀前半には領主権の及ぶ地域的支配圏が「領」として編成され荘園制的枠組みにとって代わることがあきらかにされている。いずれの学説においても、室町期の東国荘園制の存在は認めながら、その具体像や実態をあきらかにしていない。あらためて東国の農民にとって荘園制とは何であったのか再検討されなければならない。室町期の東国においても荘園制が地域編成秩序として機能していた歴史実態を説明する必要がある。

本稿は、以上のような問題認識から、室町期の荘園制を解体論としてとらえるのではなく、中世国家権力を代表する幕府による再編成政策によって室町期再版荘園制が生まれ一定の安定性をもって社会的に機能したものと再評価しようとするものである。そのため第一にこれまで武家領に侵食されたと評価されてきた諸国本所領の実態を再検討し、「東国

本所領」荘園という枠組みが室町幕府や朝廷によってつくられており、その東国本所年貢は「武家御沙汰」として幕府・関東管領体制によって本所側に保証されていたシステムをあきらかにする。幕府―関東管領体制が東国荘園制を保証しており、鎌倉府が幕府の下部機関として機能しており、東国国家論への批判的事実をあきらかにしたい。室町幕府の権力論と東国荘園制論をリンクしたものに再構成したい。

第二に、東国本所領を武家沙汰によって保護する国家的保証体制は、建武四年から応安元年までの時期に室町幕府による荘園政策立法によって作り出されたことをあきらかにする。鎌倉末期に荘園制を武家領と本所領に区分しようとする政策動向と、室町幕府権力と北朝方の公家政権による荘園制再編政策の独自性をあきらかにし、応安年間から応永年間にかけて地域編成秩序として一定の安定期に入った室町期の荘園制を「再版荘園制」とよぶ。室町幕府と北朝の荘園政策論をあきらかにすることによって、南北朝内乱期に幕府・北朝側が勝利していった社会経済的な理由と背景についても検討し、その社会政策上の優位性をあわせて探り出したい。

● 南北朝期東国における棟別銭賦課と東国本所領荘園

1 東国における棟別銭賦課と寺社本所領

〔円覚寺造管要脚棟別銭〕

南北朝期の東国荘園が幕府や朝廷によってどのように認識されていたかを物語る史料として、円覚寺文書に一連の興味深い史料群が存在する。鎌倉府の関東管領上杉能憲は、永和二年（一三七六）棟別銭を円覚寺造管要脚にあてるように上野・安房・下野・上総などに命じている。その関係史料を整理すると次のとおりである。

永和2・9・24 結城中務大輔入道 安房国棟別銭十文（『神奈川県史資料編3』四七六三号・以下神四七六三と略記）

同	中務少輔入道	上総国	同	神四七六四
同	刑部大輔入道	上野国	同	神四七六五
同	小山下野守	下野国	同	神四七六六

円覚寺の造営料として棟別銭が徴収されたことはこれまでも知られており、東国における寺社造営について検討した小森正明は十四・十五世紀に室町幕府の寺社保護政策を受け継いだ鎌倉府が造営料所・段銭・棟別銭・関銭・帆別銭・有徳銭・勸進銭等の徴収権を多くの東国寺社に付与したことをあきらかにしている⁽¹²⁾。しかし、その具体的な賦課・徴収形態は未解明であるので、まず、上野国棟別銭の文書をみよう。

上野国棟別銭貨拾文事、所被付円覚寺造営要脚也、早相副守護使於大勸進雑掌、不論寺社本所領、不除地頭堀内、平均可被致其沙汰、且寄緯於左右、不可被致狼藉之状、依仰執達如件

永和二年九月廿四日 沙弥（花押）

刑部大輔入道殿

『神奈川県史資料編3』や『群馬県史 資料編6』（以下、群と略記）などはこの文書に「関東管領上杉能憲奉書」との名を付しているが、この「仰」の主体はあきらかに鎌倉公方足利氏満であるから、鎌倉公方が棟別銭徴収の命令主体である。文和三年（一三五四）円覚寺黄梅院修造のため常陸国棟別銭賦課を命じたのは鎌倉公方足利基氏御教書（黄梅院文書 神四二六八）と確認できるからまちがいない。本史料によると、上野国の棟別銭徴収手続きは円覚寺造営大勸進雑掌と守護使が派遣されて国内の「寺社本所領」や「地頭堀内」を問わず一國平均役として賦課すべきことを上野守護に命じている。小森は円覚寺の造営の例を「段銭」とし数か国単位に賦課され大勸進雑掌が守護使とともに徴収するとしているが、段銭にそのような例はみられず、棟別銭の誤読である。寺

社の大勸進雑掌と守護使がともに国内から棟別銭を徴収するというシステムはこれまで知られていない。

〔研究史〕

棟別銭研究によると、網野善彦・豊島修らが勸進聖によって徴収された事例を指摘し、応永年間の東寺修造棟別銭の徴収体制について検討した榎原雅治は寺使とともに守護の使節を出そうとした事例もあるとしながら、実際には山伏に徴収が請負されていたことを指摘している⁽¹⁴⁾。近年、黒崎敏の新研究は、棟別銭徴収権を守護権にもとめる藤木久志の見解や賦課主体を幕府や守護とする榎原以下の通説を批判し、棟別銭は「寺社修造を中心とした宗教的目的のための賦課であり世俗権力が自己のために徴収することは困難だった」として戦国大名下においても臨時的性格が大きかったとする。黒崎は賦課主体については明示していないが、その徴収手続きは修造する寺社から人員を派遣するのが常であり山伏・勸進聖が家屋ごとに定額を徴収した、勸進や奉加とちがって棟別銭の場合には半強制的であったと指摘している。

つまり、諸研究の中では、棟別銭の賦課主体については、幕府守護とする藤木・榎原説と、幕府ではないとする黒崎説とが対立している。徴収手続きについては、家格による差額徴収は戦国期からはじまるもので当初は家屋別定額の平均徴収であったとする黒崎説と、室町期から差額徴収であったとする榎原説がある。系譜論については在地役の銭納化から棟別銭が登場したとする泉谷康夫説⁽¹⁷⁾と、棟別銭が家屋そのものを単位に賦課されるから田畠を含む在家とは異なるとする黒崎説とが見解を異にしている。

〔東国での棟別銭徴収システム〕

これらの論者はなぜか東国における棟別銭徴収の事例には言及していない。そこで、まず、円覚寺造営の棟別銭が東国五カ国で寺社の大勸進雑掌と守護使によってどのように徴収されていたのかその実態について

みよう。相模国における次の史料（円覚寺文書、神四七八六・群一一二三）を提示する。

円覚寺雑掌申、造管要脚相模国棟別銭異儀在所事注文如注進状者、或号寺社領、或稱地頭堀内、支申云々、甚以不可然、於今度課役者、異他也、所詮、為國中平均之上者、重相副使者於大勸進雜掌、任先度被仰下之旨、嚴密可被致其沙汰、使節不可有緩怠之状、依仰執達如件

永和三年九月二日

沙弥（花押）

三浦介殿

これによると、円覚寺大勸進雜掌が相模国で棟別銭徴収にあたる寺社領を号し地頭堀内を理由に「支申」＝異議を唱えるものが多かった。そのため大勸進雜掌が「在所注文」を作成して鎌倉府に提訴した。永和三年（一三七七）関東管領上杉憲春は相模守護と想定される三浦介に大勸進雜掌に副えて守護使節を派遣して嚴密に沙汰を行うように命じたのである。ここで注目すべきは、棟別銭徴収実務はあくまで寺社側の大勸進所が行ったことである。在所がそれに異議をなしたときに守護使節が副えられて強制徴収にあたる。ここから、棟別銭と勸進銭との共通点と相違点がよく理解できる。第一に、棟別銭の徴収に際して寺社は徴収実務機関として大勸進所を設置する。その下に多くの勸進聖や山伏らが動員されたのは当然といえよう。網野・榎原らが勸進聖や山伏の請負徴収に注目したのはこの側面であったといえる。第二に、大勸進による棟別銭徴収に対して在所が「支申」＝異議を申し立てて勸進への協力を拒否した場合には、大勸進は「異儀在所注文」を作成し関東管領に提出する。関東管領は守護に命じて守護使節を派遣し大勸進所の使者に副えて強制徴収に従事する。黒崎が棟別銭は勸進とちがって半強制的であったと指摘した側面はこの部分であったといえよう。

こうしてみると、勸進銭と棟別銭との共通性はともに寺社の大勸進所によって徴収される点にあり、差異性は前者が拒否しても追徴されるこ

とはなかったが、後者は守護使節によって再度強制徴収された点にあったといえる。近年、安田次郎や東島誠は勸進銭を課税の源泉とする見解を提起している⁽¹⁸⁾。しかし、勸進銭は任意性がわずかとはいえ存在するが、棟別銭は国家権力による強制力をもなった徴収であり、ここに勸進と税との本質的差異があるといわねばならない。

〔棟別銭拒否の論理〕

常陸国の事例をみよう。永和三年（一三七七）十月六日鎌倉公方御教書（円覚寺文書、神四七八七・群一一二四）はつぎのとおりである。

圓覚寺雑掌祐重申、常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五ヶ郡并東条・方穂二ヶ莊及小栗保棟別銭貨拾文事、云一族知行分、云他人分領、雖為地頭堀内・寺社本所領、加催促、可致平均之沙汰、若有及異儀輩者、為処罪科、可注進交名也、將亦寄絆於左右、不可被致狼藉之状、依仰執達如件

永和三年十月六日

沙弥（花押）

常陸大掾入道殿

これは、関東管領上杉憲春が鎌倉公方の仰を奉じて常陸大掾氏に宛てたもので、円覚寺造管棟別銭を平均沙汰に徴収すべきことを命じている。円覚寺大勸進雜掌が使者を派遣して棟別銭徴収にあたったところ、常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五ヶ郡と東条・方穂二ヶ莊と小栗保の八箇所において在所に「異儀」が出た。その理由は「或号寺社領、或称地頭堀内、支申云々」という。ここで注目される第一は、棟別銭が家屋単位徴収であるにもかかわらず、五ヶ郡という公領や荘園・保という所領区分ごとにまとまって異議が出ていることである。黒崎のいうようにこの時期に棟別銭が家屋ごとに賦課されていたのなら、その異議が所領群ごとにまとまって示されることはありえない。円覚寺の大勸進使者は所領群ごとの郡収納使や荘園政所や保司の下に向いて、家屋数分の棟別銭をまとまって徴収しようとしたものといわざるをえない。榎原が

「在地で実際に徴収するときは差額を設けざるをえなかったのではないか」と提起した問題である。この時期に文字通り、一軒づつ家屋ごとに棟別銭を徴収することはできなかったのであり、本家・新屋の員数分を郡・荘・保ごとにまとめて徴収する体制にあったといわねばならない。いいかえれば、家屋をもつ百姓が家ごとに棟別銭を支払う単位の主體になるほど自立性を獲得していなかったものといわねばならない。郡・荘・保が棟別銭徴収をとりまとめる中間単位になっていたのである。

第二に注目されることは、棟別銭拒否の理由として「或は寺社領を号し、或は地頭堀内を稱う」ことがあげられている。関東管領は「云一族知行分、云他人分領、雖為地頭堀内・寺社本所領、加催促、可致平均之沙汰」と命じた。いいかえれば、在地では一族知行分や他人分領などいわゆる武家被官知行¹⁹武家領の地頭堀内や寺社本所領には棟別銭は賦課しえないという論理と社会意識が存在し、抵抗の根拠になりうるものと考えられていた。常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五ヶ郡と東条・方穂二ヶ荘と小栗保の八箇所は事実そう主張した。これら国衙領や荘園・保は自分らが武家領の堀内や寺社本所領に入るから棟別銭は拒否すると主張したのである。東国の荘官層は、自分達が武家領や寺社本所領だと自己認識する判断基準をもっていた。

以上から、円覚寺造営要脚の諸国棟別銭が、上野・下野・安房・上総・相模や常陸の関東諸国に賦課されていたこと、国ごとに円覚寺造営大勸進所の使者が派遣され地頭堀内・寺社本所領を問わず一國平均之沙汰として賦課されたこと、大勸進所による徴収を妨げ拒否するものについては在所注文や交名注進状が大勸進雑掌によって作成され鎌倉府に提出され守護使節を副えて強制催促されたこと、在地での棟別銭の実際の徴収では家屋ごとに徴収することはまだ行っておらず、国衙領・荘園・保という所領群ごとにまとめて負担・拒否する動きが顕著であったこと、在地の荘官層は武家領の地頭堀内と寺社本所領には棟別銭が賦課さ

れないとする拒否の論理を主張していたこと、などの諸点が確認できる。「東国棟別銭の賦課主体」

では、残された賦課主体の問題に入ろう。東国における寺社棟別銭の賦課主体はだれかという難問である。これまでの史料はいずれも鎌倉公方御教書や関東管領が守護に宛てた文書である。ここからすれば、小森のいうように鎌倉府ということになるし、藤木・榎原のいうように幕府・守護とみることも不可能ではない。しかし、東国の棟別銭賦課については、これまで見てきた円覚寺文書のほかに三宝院文書（神四七六〇・群一一三）が残されている。それをみよう。

六条八幡宮修理要脚、所被付相模・武蔵・上総・上野・越後五箇国棟別也、可令存知給之由
天氣所候也、仍執啓如件

永和二年四月廿一日 左中弁（花押）

謹上三宝院僧正御房

永和二年（一三七六）四月廿一日後円融天皇は六条八幡宮修造のため東国五カ国への棟別銭賦課の論旨を三宝院に宛てて発した。鎌倉幕府が御家人役で造営・修理していたことで著名な六条八幡宮は、室町時代には醍醐寺三宝院門跡の管領下に入っていた。¹⁹後円融天皇はその三宝院にあてて六条八幡宮修理要脚に東国五カ国の棟別銭を充てることを許可している。しかし、この論旨が発せられた永和二年はすでに東国の上野・下野・安房・上総・相模や常陸国で円覚寺修造の棟別銭が賦課され徴収活動が展開していた。この論旨のいう「相模・武蔵・上総・上野・越後五箇国」のうち武蔵と越後をのぞく三カ国が重複する。しかも、これらの東国諸国で京都六条八幡宮造営の棟別銭賦課を示す関係史料は残っていない。この論旨がどれほど施行され効力を発したのか不明といわざるをえない。しかし、ここで重要なことは、寺社修造の棟別銭賦課が論旨によって行われていることである。棟別銭の賦課権が天皇の下にあったといわざる

るをえない。黒崎が棟別銭の賦課主体として幕府・守護とするわけにはいかないと評していたのは、この側面を指摘したものとええよう。では東国における棟別銭の賦課主体が天皇であり論旨が発せられたのはこの三宝院文書以外にも確認できるであろうか。その実証する史料として次の春日神社文書（東京大学史料編纂所影写本）を示そう。

春日社造替料諸国棟別拾文事、所被下 論旨也、越後国分、可致嚴密沙汰之状如件

貞治四年二月五日 (花押) (義詮)

上杉民部大輔入道殿

將軍足利義詮御判御教書であり、春日社造替のため越後国に当てた棟別銭賦課が論旨によって命じられ、貞治四年（一三六五）將軍家が越後守護上杉憲顕に施行したものである。あきらかに天皇―將軍家御教書―諸国守護というルートが棟別銭賦課の施行体制であったことがわかる。同日付で左兵衛督殿（足利基氏）に宛てた將軍家御教書（春日神社文書 神四五四二）が残る。そこには「関東分国」への沙汰が命じられているから、越後のみならず関東でも徴収が施行されたものといえよう。相模国の寺社造営棟別銭賦課について、相州文書につきの幕府管領施行状写（神四八三八）がある。

日向山造管要脚遠江国棟別各名事、所被下 論旨也、早可被遵行之状、依仰執達如件

康暦二年二月十八日

左衛門斯波義将佐 (花押)

今川入道殿

ここでも康暦二年（一三八〇）相模国日向薬師靈山寺の造管役が棟別銭として遠江国に賦課されていたが、その賦課主体は後円融天皇でありその論旨を受けて將軍義満の仰をうけた管領斯波義将が遠江国守護今川範国に施行を命じたことがわかる。

以上から、棟別銭賦課主体は天皇にあったといえる。それを幕府とす

る榎原説は少なくとも棟別銭の発生期については撤回されなければならない。こうしてみれば、永和年間における国家権力は天皇と幕府・鎌倉府・関東管領・守護の連合にあるといえよう。とりわけ、これらが東国において確認されることは、東国寺社の造営・修理においても棟別銭の賦課権が天皇にあり、幕府がその施行命令を出しそれを遵行するのが鎌倉府や守護の義務であったことを示している。東国国家論への批判になりうる歴史事象といわねばならない。⁽²⁰⁾

〔東国での所領区分法の変革〕

いよいよ残された問題は、そうした棟別銭が免除されるのだと主張する社会勢力の存在であり、しかも拒否の主張は東国における「寺社本所領」と「地頭堀内」とされたことである。この東国における「寺社本所領」とはどういう性格の所領なのか検討しなければならぬ。もう一度永和三年十月六日関東管領奉書（神四七八七・群一一二四）にもどろう。常陸国では、「常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五ヶ郡并東条・方穂二ヶ荘及小栗保」が国中平均之沙汰を拒否して異儀を申し立てた。これらの所領群は自分が「寺社本所領」「地頭堀内」に所属するから平均之沙汰を拒否できるのだと自覚していたのである。それはなぜであろうか。

鎌倉期の所領区分法でいえば、常陸国吉田・行方・鹿島・真壁・南郡五ヶ郡は国衙領であり、東条・方穂二ヶ荘は荘園、小栗保は諸司領と区分された所領群である。これらの共通性ははっきりしない。しかし、永和三年（一三七七）当時に東国では、荘園・国衙領の区別よりも武家領の地頭堀内か、或いは本所領か否かという所領区分の方が重要視されるようになっていたのである。鎌倉期から永和年間までにそうした所領編成原理が変動し、東国荘園制の体制的変革が実施されたものと考えざるを得ない。

この点で注目されることは常陸国東条荘が鎌倉末期に再編成されて新

登場したものであるという事実である。弘安二年作田惣勘文では東条莊という莊号は記載がなく、「信太東」に相当するものではないかとされ、網野は信太東が鎌倉末期に東条莊になったとする。「熊野速玉大社古文書古記録」弘安十年十二月日善海上納状に「常陸国東条莊上条」とあるから、弘安年間にこの地域の莊園区分が再編成されて熊野社領東条莊が成立したことは事実といえよう。⁽²¹⁾ 方穂莊も弘安惣勘文や嘉元大田文案では「南条方穂莊」として見え、南条莊の一部にすぎなかったが、正中二年十一月二十五日の三千院文書にはじめて「常陸国方穂莊号東盛寺」として見え近江日吉社領になった。小栗保は、吾妻鏡治承四年十一月八日条に「小栗御厨内」と見え、建久三年伊勢神宮神領注文にも記載されているが、九条家文書の建長二年道家讓状に一条実経の所領として小栗御厨がみえ、弘安・嘉元の大田文には「伊勢御厨小栗保」としてみえる。⁽²²⁾ 小栗保であるとともに伊勢神宮領小栗御厨でもあったらしい。いかえれば、この常陸国信太・南条一帯では鎌倉末期、弘安年間ごろに莊園・公領の地域区分を再編成する動きが活発に展開され、新しい莊園制的地域秩序が形成されて寺社本所領であることが明示されるようになった可能性が高いといえよう。

他方、五ヶ郡はいずれも国衙領であり、当時は知行国主の下に入っていたものと考えられる。常陸の知行国主は鎌倉期には、常陸大掾平経持申状（金沢文庫文書五二五二）に「常陸介知重令言上国司帥大納言家御方」とあり、常陸介八田知重が知行国主の帥大納言二条定輔との関係を利用して本拠地佐谷郷の給主職を掠めとったという。⁽²³⁾ 暦応四年十二月八日には常陸国は東寺の造営料に安堵されている。常陸五か郡は東寺造営料にあてられていたのであるから、東寺領となり寺社本所領に入るのも当然といえよう。

こうしてみれば、五ヶ郡や東条莊・方穂莊・小栗保を含む常陸国の広い範囲で鎌倉末期から所領区分や本家領家に変化し莊園制の地域編成秩

序が変動していた可能性が高いといえよう。いわば、莊園制の地域秩序を根本的に再編成する変化が鎌倉末～南北朝期の東国社会にも現実に起こっていたと考えなければならぬ。以下、この仮説にもとづいて東国における寺社本所領の内実について節をかえて詳しく検討しよう。

2 東国本所領莊園と武家沙汰について

前節によって、弘安～永和年間ごろに東国莊園ではそれまでの莊園・公領という地域区分が変化し、永和年間ごろには寺社本所領と武家領という所領編成区分に変動したことをみた。

〔東国本所領の存在〕

本節では、そのことを端的に論証する史料として、「東国本所領」という所領群が東国に存在していた事実を示そう。九条家文書のつぎの年貢請文をみよう。⁽²⁴⁾

〔甲斐国志摩莊山縣文雅丸請文〕

請申 一音院領甲斐国志摩莊御年貢事

合参拾貫文者京進定

右当莊領家職所務事、為御代官宛賜候上者、毎年無懈怠可令進濟候、東国本所領事、武家御沙汰落居候者、任本員数可致其沙汰候、其間者被仰下候、以当進分可令進濟候、条々若背請文之旨、難法不法之儀候者、為武家御沙汰之、雖被処罪科、更不可申一言之子細候、仍為後日亀鏡、請文状如件

永和式年十月廿五日 山縣文雅丸（花押）

これまでの研究によると、この甲斐国志摩莊は松尾神社文書・建久七年六月十七日頼朝書状に松尾社領として見え、正応六年（一二九三）九条家文庫文書目録には「志摩莊文書六合」とあり、正和五年（一三二六）一音院領目録には年貢一万五千疋の「地頭請所」としてみえる。鎌倉末期に松尾社領から九条家領に変化したものと考えられている。⁽²⁵⁾ ここ

でも鎌倉末期から永和年間までに本所領家職に大きな変動があったことがわかる。この文書は、永和二年（一三七六）十月廿五日に山県文雅丸が、九条家に対して領家年貢三〇貫文の請切額で領家職を請負った代官請負契約である。ここで注目すべき第一は、正和五年（一三二六）当地頭請所で年貢一万五千疋一五〇貫文であったものが、室町期の代官請負額はその五分一三〇貫文に激減しているものの、代官請負制は地頭請の延長線上で登場していることがわかる。その点では宮川説²⁶が東国でも論証しうるといえよう。

この文書で注目すべき第二は、「東国本所領事、武家御沙汰落居候者、任本員数可致其沙汰候」とあり、「東国本所領」という所領群が存在しそれが「武家御沙汰」として判決が出たならば領家年貢もその員数に従って進上することを約している事実である。東国本所領についての訴訟は幕府に提訴され武家による判決が準備されつつあった。しかも「条々若背請文之旨、難洩不法之儀候者、為武家御沙汰之、雖被処罪科、更不可申一言之子細候」とある。ここでの「武家御沙汰」とは年貢納入をめぐる訴訟での武家裁許と、代官請負契約に反した場合に幕府から罪科に処せられるという二面性を指す。いわば、東国本所領の領家年貢京上は幕府権力によって強制的な保護を加えられていたのである。

〔新しい所領区分法〕

この九条家文書は、前述の円覚寺文書と時期的にまったく重なっている。上野・下野・安房・上総・相模・常陸において永和二・三年にかけて登場する「寺社本所領」という所領群と、永和二年に甲斐国にみられる「東国本所領」という所領群は一体のものとみざるをえない。しかも、「東国本所領」は武家沙汰で、代官請負契約に違反した場合には武家として罪科に処するという政策を室町幕府が永和二・三年当時に決定していたものとみてまちがいない。幕府は東国本所領の代官請負制を側面から保護する政策を採用していた。

室町幕府が「寺社本所領」を保護していたことは広く知られているが、その中に「東国本所領」という所領群が存在していたことはこれまでまったく知られていない。この事実は室町幕府が東国における荘園制を独自の法概念によって再編成し、独自の保護政策をとっていたことを示しており、きわめて重要な史実といわねばならない。しかも「東国本所領」という所領群の存在自体が室町幕府の全国政権としての性格を端的に象徴するものであったといえよう。

このことは、鎌倉末の弘安年間から南北朝の永和年間までの間に、荘園・公領という所領区分法が、寺社本所領・武家領という新しい所領区分法に体制的に変革され、その結果として「東国本所領」が生み出された国家的施策の存在を物語っている。荘園所領の区分方法を変革するということは、荘園所領の地域編成をかえる国家事業といわねばならない。それは荘園制の根本問題にかかわる。

② 室町幕府における荘園政策立法と

諸国本所領の再編成原理

1 室町幕府法の荘園政策立法

前章の検討から、弘安く永和二年までに東国社会において「東国本所領」という所領群が編成され、「東国本所領」については「武家御沙汰」として幕府権力による特別保護政策が講じられたことを指摘した。室町幕府による東国本所領への保護政策が事実とすれば、「寺社本所領」や「東国本所領」という所領区分がいつどのようになぜ生まれてきたのかあきらかにされなければならない。以下、全国政権としての室町幕府の荘園政策全般がいかなるものであったのか再検討しよう。

〔研究史〕

これまでの研究史の中で、室町幕府の荘園政策を正面からとりあげた先学は、前述の宮川満であり、「荘園領主・室町幕府の荘園政策」の章において、延文二年追加法・観応三年・文和四年・応安元年半済令をとりあげ、「禁裏・仙洞御料所」「殿下渡領」「寺社本所一円仏神領」など皇室・摂関家・寺社の所領＝本所（領家）―預所型の直轄荘園を幕府が保護し、「諸国本所領」＝本所―領家型荘園が幕府の保護を得ず武士の侵略をうけて衰退したと主張した。⁽²⁷⁾幕府を中心とした国家権力の保証が荘園制を存続させたとする宮川説は、武家政権と荘園制との本質的対立を否定した黒川直則や幕府・守護が荘園制を補強するものであったことを指摘した大山喬平の見解を継承したものであった。⁽²⁸⁾これらの研究は研究史の中では少数派であり、その後の島田次郎による室町幕府の応安半済令研究によって補強され、⁽²⁹⁾諸国本所領は半済令により武家領化したものという通説が強固に出来上がっている。しかし、宮川説による室町幕府荘園立法の解釈は、室町幕府の荘園政策立法の全体像を検討したものではなく、根本的な再検討が必要だと考える。

〔荘園政策の追加法一覽〕

そこで、まず、室町幕府法の中で、寺社領・本所領に関する追加法の全体像を整理すれば、次のとおりである。

- ① 建武四・十・七 追加法一
- ② 建武五・後七・廿九 追加法二
- ③ 暦応二・五・十九 追加法四
- ④ 暦応三・四・十五 追加法六
- ⑤ 康永二・四・廿九 追加法一〇
- ⑥ 康永二～三 追加法一一
- ⑦ 貞和二・十二・十三 追加法二五
- ⑧ 同 追加法三〇
- ⑨ 同 追加法三六

- ⑩ 観応二・六・十三 追加法五五
- ⑪ 観応三・七・廿四 追加法五六
- ⑫ 観応三・八・廿一 追加法五七
- ⑬ 文和元・十・十五 追加法六二
- ⑭ 文和元・十一・十五 追加法六三
- ⑮ 文和四・八・廿二 追加法七八
- ⑯ 延文二・九・十 追加法七九
- ⑰ 貞治六・六・廿七 追加法八四
- ⑱ 貞治六・六・廿七 追加法八五
- ⑲ 応安元・六・十七 追加法九六
- ⑳ 応安元・六・十七 追加法九七

以上が寺社領・本所領に關係する室町幕府法のすべてである。このあと、本所領という用語をもった幕府法は応永廿九年（一四二二）七月廿六日追加法一六九条に「寺社本所領訴訟事、不可依文書年記、但於不帶公驗者、非御沙汰之限焉」とみえるのが最後であり、それは訴訟手続法であって荘園政策立法ではない。つまり、室町幕府の荘園政策立法は建武四年（一三三七）①から応安元年（一三六八）⑳までに限定されており、それによって再編された再版荘園制が応永末年まで安定的に機能しており、追加的政策を必要としなかったことがわかる。前章でみた東国寺社本所領や東国本所領に関する永和年間の幕府法は、すべて応安元年以後のものである。したがって、東国にみえる「寺社本所領」「東国本所領」は、南北朝期の室町幕府による荘園政策の結果に生まれたものであり、追加法による荘園制再編成の結果を反映したものといえる。

〔荘園政策立法の特質〕

そこで、室町幕府法における「寺社本所領」の再編過程の特徴を整理しよう。第一に注目すべきは、建武四年当初からすでに室町幕府法は武家領・寺社本所領という所領区分法を採用していたことである。上記の

史料によれば、「寺社本所領」という法律用語が定着するのは観応二年の追加法五五号^⑩であり、それ以後の室町幕府法はすべて「寺社本所領」の用語に統一されている。観応二年以前は、「寺社国衙領并領家職事」（追加法一条）とか「本所領」（四条）「寺社并本所領」（六条）「本所寺社領」（一一・一二・一三〇条）などと規定される。ここから建武から観応二年までが、室町幕府法での「寺社本所領」成立の前史のようにみえる。しかし、建武四年十月七日の追加法一条^①にいう「寺社国衙領并領家職事」と「武家領」という法概念が、建武五年後七月廿九日の追加法二条^②の「寺社本所領」と「管領所々地頭職」と対応する。建武年間には「武家領」「地頭職」の対比概念として「寺社本所領」という法律用語がすでに登場していたことがわかる。

この点に関して、永原慶二は建武年間に室町幕府法の用例では全所領が大別して「武家領」と「寺社本所領」に区分されていたこと、地頭の設置されている非一円の本所領である「諸国本所領」は荘園と国衙領が含まれていたこと、など重要な点をあきらかにしている。³⁰村井章介も応安大法とこの二つの追加法を検討し、建武年間の「寺社国衙并領家職」³¹「寺社本所領」、武家領（武家輩所領）³²地頭職というふたつの等式がなりたつこと、寺社本所領とは武家領を排除した意味内容のことばで寺社領と本所領からなり、本所領とは国衙領と領家職からなることを指摘している。³¹

ここから、建武四・五年当時、室町幕府法はすでに全国の荘園制を武家領と本所領・寺社領に区分する法体系をもち、国衙領と領家職を含むものとして本所領という法概念を用いていたことがわかる。室町幕府は荘園政策として明確な独自方針をもっていた。

第二の特徴は、幕府が当初から寺社本所領に武家輩の知行が入り込むことを禁止または抑制する寺社本所領保護政策を一貫して採用していることである。追加法一条^①から三六条^⑨までは、幕府は一貫して「諸国

守護人」・「武家御家人」・「武家被官人」や「甲乙之輩」が「寺社并本所領」を「知行」することを停止している。室町幕府法は寺社領・本所領への武家被官人の知行を禁止しながら、他方で、足利尊氏・直義は軍事上の必要から寺社本所領の一部を恩賞として武家被官人に宛行った。建武五年（一三三八）後七月の追加法二条^②は「或いは勲功之賞を募り、或いは譜第之職を称し、寺社本所領を妨す、所々地頭職を管領して軍士に預置き家人に充行之条、甚然るべからず」とする。事実、追加法以前の建武三年（一三三六）山城国上久世荘では足利尊氏が「領家職（当名田島）半分を以って地頭職として宛行ところ也」とあり、暦応二年（一三三九）前後までに山城国革島荘はじめ多くの諸荘園で「領家職半済」が尊氏によって武家被官人らに知行安堵されたことはすでに上島有が指摘している。³²この領家職半済について宮川は「家臣の望み次第に本所領荘園を押領させている」「一般に荘園は本所領を中心に侵略され押領され武士領化するという形をもって衰退し変質した」と評価した。³³しかし、それは尊氏・直義政権が軍事的必要性から武家被官人らに恩賞宛行を行った側面を荘園政策と混同した議論といわなければならない。むしろ、この第一段階では室町幕府は寺社本所領の保護政策と軍事上の必要性から武家被官人への本所領の知行安堵策という二律背反の政策矛盾に直面していたことに注目すべきである。

2 寺社領本所領保護政策の淵源

では、室町幕府はこの寺社本所領の保護興行政策、武家領と寺社本所領の区分の明確化という政策をどこから継承したのであろうか。

〔法曹官僚の自己認識〕

室町幕府法は寺社本所領での武家被官輩の知行停止の法的根拠を「固守貞永式目、大犯三か条之外、不可相綺」（二条^②）とか「云右大將家御時、云貞永式目、一向被停止訖」（四条^③）とあり鎌倉幕府法に置い

ている。室町幕府法の制定者である奉行人や法家は、武家関係者が寺社領・本所領を知行してはならないという法認識をもっており、それが頼朝や貞永式目以来の武家法だと認識していた。ところが、貞永式目はもとより鎌倉幕府追加法のどこを探しても本所領の所職を武家が知行してはならないとする法的規定はない。寺社本所領という所領群の法概念そのものが鎌倉幕府法には存在しない。

〔工藤・高橋説の再検討〕

研究史上では、古く島田次郎が「本所一円地」という新しい所領区分が十二世紀後半には登場することを指摘した³⁴。工藤敬一はそれが武家領と対応していることに注目し十四世紀以降の荘園制を「寺社本所一円領・武家領体制」とよんだ。この見解はその後継承されることなく、工藤自身も中世前期において荘園公領制概念を使用するようになった³⁵。しかし、最近では高橋典幸が「武家領」という概念が天福・寛元法から登場し、それに対置されるものとして「本所一円地」が成立し、武家領対本所一円地体制という軍制構造が現れその体制は室町期には従来の荘園公領制に代わって社会の基本的枠組みになるとする仮説を提示している³⁶。この高橋説は、荘園制における武家領と本所一円地という所領区分を軍制での「武家役勤仕」と「武家役非勤仕」という区分との対比で検討したところに特質がある。しかも室町期の荘園制が武家領と寺社本所領に大別されていることの原基形態をその中に見ようとして工藤説を再発見した意義は大きい。最近、工藤は中世前期を荘園公領制、中世後期の段階を寺社本所一円領・武家領体制という二つの段階に区別する³⁷。ここに、室町期の寺社本所領と武家領という枠組みが鎌倉中期に成立したとする学説が登場したのである。

しかし、高橋・工藤が武家領と概念規定したものと、室町幕府法の武家領の内実とは大きな違いがあるように私は考える。高橋が「武家領」と規定したものは、史料上は「御家人領」としてみえるものと大半は

「関東口入地」とされたものであり「御家人役勤仕之地」という用語から分析概念としたものである。それと対置される「本所一円地」「本所一円領」概念は史料上「本所進止」「本所一円」とあるものから分析概念として設定している。

ところが、室町幕府法という「武家領」「寺社本所領」という概念は、その時代の史料用語であり、御家人役勤仕とは無関係な用語である。「知行」「充行」「預置」や「下地の沙汰付」「下地分付」という所務沙汰に関わる中世法概念である。室町幕府法の「本所一円知行地」や「寺社一円仏神領」が系譜としては鎌倉幕府法の「本所一円地」にあたることは私も認める。しかし、鎌倉期の軍役にかかわる法概念である「本所一円地」と室町幕府法の所領概念である「寺社本所領」「本所領」とは異なるものといわざるをえない。

たとえば、高橋は鎌倉幕府法追加法二一〇条に「諸国御家人跡、為領家進止之所々御家人役事、御家人相伝所帯等、雖為本所進止、無指誤、於被改易者、任先度御教書之旨、可被申子細也」とあることから、これを鎌倉幕府は「御家人領の保護・確保を指したものと規定している³⁸。鎌倉幕府追加法四四〇条では「本所進止領」と「御家人知行所々」が対比概念になっているし、同四六三条でも「国中地頭御家人」と「本所領家一円地之住人等」が対比概念となっている。両者は厳然と区別されるものであったから、領家進止・本所進止の所領でありながらそこに御家人の相伝の所帯があるという所領群は鎌倉幕府法上は存在しない建前になっていた。幕府法では本所領家進止の地に御家人領があるという所領群を捉える独自の法概念をもっていなかった。その必要もなかったのである。だから、高橋がこの法文から御家人領保護政策を読みとつても鎌倉幕府法の規定としてはその解釈にまちがいないであろう。

ところが、本所領家進止の所領でありながら武家被官の知行地が存在するという所領群を室町幕府法では後述のごとく「諸国本所領」と規

定している。応安大法の付則にも「以本所領、誤被成御下文地事、被充行替之程、先本所与給人、各半分可為知行、不可有守護人之綺矣」とみえ、本所領で將軍家下文をもらって武家輩が知行していた場合は替地を与え、下地半分を本所側の給人に与えるよう規定している。あきらかに鎌倉幕府法と室町幕府法では、所領区分の規定が異質であったといわねばならない。このことは鎌倉幕府法のどこをみても、室町幕府法という「本所領」や「武家領」という法概念がみられない事実からもあきらかである。

そうだとすれば、室町幕府法の武家領と寺社領という所領区分概念を鎌倉幕府法の「御家人領」や「本所一円地」と同一だとする高橋・工藤説は無理があるといわざるをえない。もちろん、両者が一定の歴史的系譜関係があることはまちがいないのであり、それをあきらかにした工藤・高橋説の研究史的意義は大きい。

「公武一体の徳政と荘園制区分法の変質」

では、室町幕府法がいう本所領・寺社領や武家領という法概念はいつどこではじまり、どこから継承したのであるか。私は、高橋説よりも後の時代、鎌倉後期の公武一体の徳政をはじめとする政治改革の中で荘園制の内部構造が下地中分などで改変され、下からの新しい所領区分が自立的に形成されつつあった。そこに室町幕府が権力的に上から新しい法概念で枠組みを設定しようとしたのではないかと考える。

第一に注目すべきは、弘安徳政として著名な弘安七年五月廿日の新御式目である。その第一条に「寺社領如旧被沙汰付、被専神事仏事」とある。ここにはあきらかに「寺社領」という所領区分の法概念が登場しており、しかも旧秩序への復興を命じた寺社領興行令の徳政である。この法意が室町幕府法八五条^⑮の「寺社本所牢籠不可然、仍為別儀御沙汰、可被返付」など一連の寺社本所領復興令と一致することはあきらかである。安達泰盛の幕府徳政が神領興行であったことは佐藤進一・網野善

彦・笠松宏至・村井章介・海津一朗らによってあきらかにされている。室町幕府法の寺社領はこの弘安徳政令の「寺社領」を継承したものと考える。

第二に、本所領の興行がどこにはじまるかが難問である。市沢哲によれば、鎌倉後期に都市に集住した都市領主は家領をめぐる内部対立を強め、その抗争を回避・解決するため公家裁判制度の整備をすすめる、治天の君権力の求心性を強め別相伝などによる所領の再配分が進んだとする^④。海津一朗の研究によれば、鎌倉後期に公武政権が一体となった徳政によって神領興行は伊勢神宮・宇佐八幡宮領にも及び、間接的ながら寺社本所領の下級職を再編成させた。そこでは「一円知行の本主」の論理によって別納・別相伝を否定して一円武家領・一円仏神領の成立を促したという。荘園制の再編が進み、武家領と京都領の区分や武家被官と京都被官という人の区分も新たに形成されたという^④。私は海津がいう「武家領と京都領」、「武家被官と京都被官」という所領と人の新しい社会区分法が生まれたとする主張には史料上からみて無理があるように思う。史料上論証されていることは神領興行^②寺社領の復興であって、海津は本所領の興行についてはまったく触れていない。「鎌倉時代の神領興行法・適用事例年表」の中で鎌倉幕府が「寺社本所領」の在所や当知行者名を提出させたと指摘する^④。しかし、それは誤読であり、鎌倉幕府法や幕府御教書に「本所領」の用語はみられない。これまでの先行研究の中でも、本所領という法概念の成立について言及したものをみない。いいかえれば、本所領の興行という明確な政策を鎌倉後期の公武政権はもてえなかったといわねばならない。だが、海津が「室町期荘園制の原基形態」を鎌倉後期の徳政という国政改革の中に探ろうとし、その分析視点を明示したことはきわめて重要だと考える。

「本所領興行政策の淵源としての七ヶ条篇目」

では、不十分ながらも本所領興行政策の淵源はどこにもとめられるか。

明確な史料の根拠を提示できないが、重要史料として『公衡公記』が伝える弘安十一年（一二八八）正月十九日関東御使二階堂盛綱法名行覚の上洛によって提案された「七ヶ条篇目」を指摘しておきたい。弘安十年十月龜山院政の継続を拒否した幕府は後深草院政を開始させた。そのわずか二ヶ月後の弘安十一年正月関東使行覚が西園寺実兼の下に関東状并事書をもたらしした。それが「七ヶ条篇目」と呼ばれている。それは、後深草院政と幕府による公武一体の新制の原案であった。その五条目に「一、諸人相伝所領事、任道理可被返付本主歟」とあった。これについて、正月廿二日行覚と実兼が対面したときの様子がつぎのように『公衡公記』（弘安十一年正月廿二日条）にみえる。

又諸人由緒相伝所領、可被返付本主歟事、可限年限歟、又可限長講堂領・院御領等歟、若又凡の諸人事歟、此条同有存知之旨哉、以上両条一切無存知之旨、只給御事書進入許也、御使更無存知之旨申之、東使退出之後、予參院奏此等之趣

実兼は、俗人領において本主の回復要求を認めて返付するという徳政令の提案に対して、ある年限からの適用にするのか、長講堂領・院御領等の王家領に限定するのか、無限定にすべての諸人領⁴³俗人領に適用するのか具体策を訊ねた。しかし、東使の二階堂盛綱（行覚）は一切存知せずと答え事書を提出するのみであった。行覚が帰ったあと、実兼疲労のため代わって公衡が参院して後深草上皇にその内容を伝えたという。朝廷内部での検討の結果、正月廿六日には十二ヶ条の事書が関東御返事案として確定し、その八条目に「一諸人相伝所領事、就近年之訴訟、且可有其沙汰歟」（『公衡公記』弘安十一年正月廿六日）とある。結局、雑訴興行という無難な結論になったのである。

この「七ヶ条篇目」は公家新制としてとられておらず、これまでも注目されていない。しかし、ここで「諸人由緒相伝所領」とあるものは市沢が注目した弘長三年（一二六三）公家新制の二二条「一可有任理成敗

本家領家不和莊園事⁴³」と関連していることは明白であり、長講堂領・院御領等が問題になっていったことから、本家領家の所領⁴⁴本所領に関する規定であったことはまちがいない。いいかえれば、本所領という法概念はないものの、内容的には本家・領家の莊園としての俗人領での徳政令が公武交渉の議題となっていた。しかもその適用策を時限法とするか、王家領に限定するのか、無限定とするか具体策を詰めていた。あきらかに寺社領興行とは別に本所領興行令ともなりうる法規をめぐって公武交渉が繰り返されていたことは間違いない。とりわけ、長講堂領・院御領等に限定して本主への返付を認めるということになれば、これこそ室町幕府法のいう⁴⁵「寺社本所領事、禁裏仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領等、異于他之間、曾不可有半済之儀」と応安大法の規定に近いものになるといわざるをえない。

笠松宏至は、「善通寺文書」弘安三年十月廿一日随心院政所下文から本所による個別徳政令の存在を指摘し、「天台座主記」文永二年八月廿一日院宣から同年三月に「俗人領に流出した仏寺領の返付を定めたとおぼしい公家法」を見出している⁴⁴。弘安・文永期には俗人領でも所領再編の動きが徳政としておきていたのである。この弘安十一年正月、俗人領での本主権返付を認めようとした徳政令が公武交渉の議題になっていたことは、時期的にも決して不自然ではない。幕府の肝いりで開始された後深草院政の特質すべき政策として提案されたものとして注目すべきではなからうか。

しかし、鎌倉後期の公武一体の徳政においては、本所領という法概念が未成立であり、明確な本所領興行政策をもちえなかったことの歴史的意味は大きいといわざるをえない。建武新政の法においても、「大番条々」に「寺社一円領事」「本所進止地并領家預所職事」とみえるのみ⁴⁵で、ここでも「本所領」概念はみえない。

こうしてみると、鎌倉後期の公武一体による徳政での寺社領興行令や

「本所一円地」の延長線上に、室町幕府が「武家領」「寺社本所領」という荘園所領の二大区分の法的概念を独自に打ち出し、荘園制の再編成政策を推進したものとわがざるをえない。あらためて室町幕府の荘園制再編成政策の独自性とその意義を具体的に検討しなければならぬ。

3 寺社領本所領の内部再編Ⅱ再版荘園制への動向

鎌倉末期の公武徳政によって生まれていた「寺社領」や「本所一円地」という法概念に代わって、室町幕府法が「寺社本所領」「本所領」という独自の法律用語を必要とした理由はなんだったのであろうか。ここに室町幕府が直面していた荘園制再編成の課題があったといわねばならない。その解答は困難であるがその分析の糸口はつかんでおきたい。

〔荘園制再編の時期区分〕

まず、室町幕府による荘園政策立法の推移について時期区分してその詳細を復元しよう。第一期は建武四年から観応年間といえよう。この時期、幕府は寺社領・本所領の中に武家被官輩が知行をもっていることを禁止し、それを本所側に返付する政策を推進していたことは前述した。その具体策をみよう。康永二年（一三四三）四月二十九日の追加法一〇条⑤は、本所領の内部に知行地をもっている武家被官輩の排除法をつぎのように規定する。

武家被官輩令知行本所領事

背度々厳制、或号請所、或稱成約諾、致自由押領之由、有其間、向後堅停止之、且来六月中、可避渡于本所、若尚令違犯者、任式目可処罪科也矣

室町幕府法は武家被官輩が本所領を知行する原因を、請所と号し代官請負契約を成したと称して押領することに求める。今後はこれを禁止し「来六月中」までに本所雑掌側に所領を引き渡すべきでその違反者は「式目」に任せて罪科に処すとする。所務沙汰を検断沙汰の問題として

処理する方針を打ち出した点が注目される。この延長線上に観応二年の追加法五五条⑩が制定され、諸国地頭御家人・武家輩・守護人への罰則規定が強化される。それによると、命令に従わない諸国地頭御家人らは「所領半分」を収公し、所帯無き輩は「遠流」、遵行を遅滞した守護人は「其職」を改補し、御家人は「所領三分一」を召上げると規定する。これは本所領保護のため武家被官輩への一方的抑圧法であり武断政策といえる。宮川説は幕府が「家臣の望み次第に本所領荘園を押領させている」という評価を与えているが、それは木をみて森を見ない部分的判断といわざるをえない。幕府は宮川の評価とは反対に武家被官輩への弾圧・規制強化策に出ているのである。

〔八ヶ国本所領と寺社一円所領の登場〕

第二期が観応三年追加法五六条⑪から文和四年追加法七八条⑮までの時期である。「軍勢発向」の諸国における本所領の半分に半済令を適用し、半分は本所に返付するように命じたもので、これまでの通説では寺社本所領の保護政策と半済令による兵糧料所の確保という政策を両立させたもので、半済令の創出だけが高く評価されてきた。確かに、観応擾乱を経て幕府は、寺社本所領での武家被官輩の知行排除を武断法で施行することが事実上無理であることを悟ったのであり、武家被官輩の兵糧米確保も保証せざるをえない。武家被官輩と寺社本所領保護政策の両方の利益を保証するための政策が半済令であったことは通説の通りであろう。しかし、私が新しい荘園編成政策として注目するのは、第一に半済令の施行の中から「寺社一円所領」という新しい所領編成の枠組みが登場していることである。

観応三年追加法五七条⑫では軍勢発向の八ヶ国の本所領に半済令を適用する代わりに、条文の後半では「次寺社一円所領等事、且は国家之安全を祈らんがため、且は面々之運祚を全せんがため、軍士等尤も禁慎せしむべき哉、本所領に混ぜ、曾て違乱致すべからず」と明示している。

これはあきらかに軍勢発向の諸国における本所領にかぎり半済令を施行するかわりに「寺社一円所領」を区別して特別に保護政策推進を軍士等にも命じたものである。幕府軍が派遣された諸国での本所領の中にだけ「寺社一円所領」という所領区分が登場したことに注目すべきである。室町幕府の独自政策がここに生み出されたといえる。第二に注目すべきは、「軍勢発向」の諸国の本所領にのみ半済令が施行されるから、軍勢発向のない諸国での本所領と比較したとき、両者の内部構造が大きく変化することになる。半済令の適用範囲＝幕府軍の軍勢発向国は「近江、美濃、尾張三ヶ国本所領半分事」⑪と「八ヶ国（近江美濃伊勢志摩尾張伊賀和泉河内）本所領事」⑫である。これら「軍勢発向」のあった「八ヶ国の本所領」の中には、武家被官輩の兵糧料所が部分的に公認されて存在することになり、ここに軍勢発向した「八ヶ国の本所領」という新しい法概念が登場してくる。これまで幕府法では本所領に武家輩知行の存在を否定してきた。しかし、軍勢発向の八ヶ国での本所領には半分とはいえ兵糧料所として武家被官輩の当知行が存在を保証されはじめたのである。本所領と武家領との併存がはじまったといえよう。文和四年追加法七八条⑬では「濫妨国々においては、半済たるべし、但し所務者本所進止たるべし矣」と規定し、あくまで半済令が実施されても所務権は本所側にあることを明示した。こうして観応・文和年間に、「武家領」「寺社本所領」という荘園制の所領区分法とは別に、軍勢発向のなされた国にのみ半済令を適用させた本所領と「寺社一円所領」という所領群が登場したのである。⁽⁴⁶⁾

これまで半済令については、荘園体制の存続維持と兵糧料所の確保とをめざしたものであるという評価の中で厚い研究史があり現在もその論議がつづいているが、武家領・本所領の所領区分を再編成しようとしていた幕府の荘園政策との関係で半済令を再検討することが求められているといえよう。⁽⁴⁷⁾

「本所領における下地の半済化」

第三期は、延文二年（一三五七）追加法七九条⑭から貞治六年追加法八五条⑮までの時期である。この時期こそ、室町幕府法の荘園政策の独自性が確立したのであり、その出発点である延文二年九月十日追加法七九条⑯をみよう。

寺社本所領条々

一、帯御下文輩事

観応以来、追年擾乱之間、任勇士之懇望、不及糺決、補任之条、不慮之儀也、因茲寺社荒廢、本所衰微、緯已至極云々、尤有其恐、可返付面々本知行之条勿論、但或賞戰場之大功、或依戰士之要須、以別儀、充行之分不幾歟、於如此之所々者、先均分下地、可返付一方雜掌也、至相殘分者、追可有其沙汰、次寺社一円之地并禁裏仙洞勅役料所^{除本家領家諸門跡兼帶地}等事、猥轉變之条、冥慮難測、敢不可准先段、任旧例、先返進之、追可充給其替、

この法によると、寺社本所領では観応擾乱の際に訴訟判決によらずに勇士の要望によって補任の下文を与えてきたが、それは不慮の儀である。寺社は荒廢し本所は衰微した。その対策として武家被官の本知行を寺社本所に返付すべきである。ただし、戦功を賞することは武士の必要不可欠の事柄で、特別措置であり所領充行はわずかである。武家被官への充行が行われた所領では下地を均分して、その半分を寺社本所側雜掌に渡し、残の半分を武家被官が知行せよ、寺社一円地と禁裏仙洞勅役料所等については、政策を変更することは恐れ多いことで今回の措置に准ずることはできない。旧例のまま本所に返付し、武士には今後替地を充行うというのである。

この荘園政策立法の第一の新規性は、本所領における武家被官の知行充行を特別措置として公認し、下地を均分してその半分を本所寺社側雜掌に返付し、残り半分を武家領としたことである。この新政策は、「軍

勢発向」した八ヶ国の本所領において取られた処置法がいまや全国の本所領に拡大して実施されたことを意味している。佐藤進一はこの法令によりそれまでの半済令が年貢の折半であった原則が破棄され、「土地の半済」になっていることに注目している⁽⁴⁸⁾。この指摘はきわめて重要で、室町幕府の荘園政策立法の特質をよく言い当てている。この「土地の半済」については具体的な研究がおこなわれていないが、下地を均分して本所領と武家領に区分する政策を全国化したのであり、ここでは佐藤に学んでこれを「下地の半済」と呼ぶことにしよう。これまでの研究では、諸国本所領は武家被官によってほしいままに武家領化されたと評価されてきたが、それはこの追加法⑩の誤読であり、この段階ではまだ「諸国本所領」という法概念は幕府法に登場していない。しかも武家領は下地均分の残り半分までに制限され残り半分は本所領として保護されていることはあきらかである。「下地の半済」とは本所領の内部を本所と武家が折半して両者の利害を調整する政策であったというべきである。

この新政策の特質の第二は、本所領における下地均分Ⅱ下地半済の公認の代償として「寺社一円之地」と「禁裏仙洞勅役料所等」という新しい所領の枠組を設けそこでは武士知行を全面禁止するという政策を提起したことである。これは、第二期に追加法五七条⑫で「寺社一円所領」という特別所領保護枠を設けた政策の延長線上にある措置である。ここで幕府は「禁裏仙洞勅役料所等」という天皇・院権力に関わる荘園領主層の利益との妥協をはかったのである。

第一期にみられた寺社領・本所領という所領区分から、この第三期になつて「寺社一円之地」「禁裏仙洞勅役料所」の特別保護所領が登場し本所領における「下地の半済」の全国化という室町幕府独特の荘園政策が実施されることになった。これは、観応擾乱での恩賞宛行によって寺社領・本所領の中に武家知行地を公認し武家被官を味方に組織しなければ、尊氏派が勝利しえなかつたという現実対応策を追認したものである。

半面、本所領では下地均分Ⅱ下地半済により武家被官の知行地（武家領）と本所側への返付地Ⅱ本所知行地に分離し、本所領を領有する寺社・公家層ら荘園領主層の利益をも保証しようとしたのである。しかも本所領の中に「寺社一円之地」「禁裏仙洞勅役料所等」という新しい特別保護区の所領群を公認し、そこでは武家被官知行を全面禁止し恩賞地は別に宛行うことを決定したのである。これこそ室町幕府による領家職の下地化Ⅱ本所領化をはかり、地頭職の下地化Ⅱ武家領とを「相給」Ⅱ併存させる政策であつたといえる。

佐藤進一は延文二年の追加法七九条⑬の意義について「寺社本所領の保護といつてもそれは徹底的なものではない」と述べている。しかし、現実には南北朝の抗争と幕府内部の観応擾乱とが並行して内乱状況が深刻化した中でこの措置としてこの追加法⑩をみてみれば、武家被官輩に給恩として寺社本所領の知行地半分を与えることによって彼らを尊氏派・北朝方に組織することができた。半面、本所領の下地を半分とはいえ本所側雑掌に返付し、寺社一円之地と禁裏仙洞勅役料所等では全面的に武士知行をとりあげ特別保護所領とすることによって、寺院や神社や天皇・院をはじめとする公家など荘園領主層を尊氏派や北朝方に味方させることに成功したことはあきらかであろう。私は、尊氏派と北朝方がこの延文二年追加法七九条に結実する新政策を生み出したからこそ、武家被官層や寺社・公家層などの本所権力を味方に組織しえたのだと考えらる。

この新政策を在地において実施することは武家側からみれば、所領の下地を再配分するのであるから、現実の行政執行は容易なことではなかつた。当然、武家被官人の抵抗が予想され、その実現のためには武力をとまなう軍事的性格を帯びざるを得ない。事実、貞治六年（一三六四）の追加法八四條⑰・八五條⑱は、山城国を中心にした強制法規となつている。そこでは「承引せざれば別に所領を収公せらるべし、在国

武士以下者、官軍を差し遣し治罰を加うべし」と官軍の派遣による強制執行を命じている。抵抗する武家被官輩の知行地を官軍によって取上げ、下地の半済¹¹下地中分が強制執行されていったのである。

以上、室町幕府は延文二年（一三五七）から貞治六年（一三六七）にかけて寺社本所領を再編成して、武家被官の知行地を含んだ本所領と、武家被官の知行地を全面的に排除した寺社一円之地と禁裏仙洞勅役料所等とに三分して、前者では下地を折半して本所側に強制返付させた。この所領再編のため官軍を派遣して強制執行にあたった。これによって南北朝の荘園制は鎌倉幕府法や建武政権の構成とはちがった室町幕府法による独自の内部構成をとることになった。この改革の延長線上に応安大法が位置するのである。つぎに室町幕府の荘園政策の集大成ともいえる応安大法の再検討に入ろう。

4 応安大法における諸国本所領の内部構成

〔諸国本所領の登場〕

第四期は応安元年六月十七日の追加法九六条¹⁹と九七条²⁰であり、室町幕府の荘園政策の完成段階である。応安元年の追加法九七条は、応安半済令と呼ばれこれまでも荘園制との関係をどう評価するか大きな論争点として議論されてきた。しかし、私は「諸国本所領」という新しい荘園区分の枠組みの登場こそこの時期の荘園政策の特質だと考える。そこで応安大法をみよう。

一、寺社本所領事¹⁶ 六十七 布施
彈正大夫入道昌樞奉行之

禁裏 仙洞御料所・寺社一円仏神領・殿下渡領等、異于他之間、曾不可有半済之儀、固可停止武士之妨、其外諸国本所領、暫相半分、沙汰付下地於雜掌、可令全向後知行、此上若半分之預人、或違亂雜掌方、或致過分掠領者、一円被付本所、至濫妨人者、可処罪科也、將又雖有本家寺社領之号、於領家人給之地者、宜准本所領歟、早守此旨、云一円之地、

云半済之地、嚴密可打渡于雜掌矣
次自先公御時、本所一円知行地事、今更称半済之法、不可改動、若令違犯者、可有其咎焉

次以本所領、誤被成御下文地事、被充行替之程、先本所与給人、各半分可為知行、不可有守護人之綺矣

次月卿雲客知行地頭職事、為武恩被補任之上者、難混本所領、可停止半済之儀焉

最初にこの法を詳細に分析した島田次郎は応安大法が寺社本所領を大きく二分し、「禁裏 仙洞御料所・寺社一円仏神領・殿下渡領等」を半済令排除、「其外諸国本所領」を下地均分による本所側への返付にしたことをあきらかにし、兵糧料所の無秩序な設置を制約することによって荘園体制を維持存続させようとした歴史的意義を強調した。これに対して、永原慶二は、諸国本所領の内容を「本所一円地を除く地頭職の設置されている非一円の本所領」を指し、その下地半分を武家側に引き渡したもので、職の重層的知行体系を破壊したものと評価した。笠松宏至は、半済令が適用された「諸国本所領」とは、「非地頭職の寺社本所一円領」を指すもので、地頭職の設置された本所領を含むものではないとした。⁽⁴⁹⁾

この諸見解の対立点解決のために新しい論点をくわえたのが村井章介⁽⁵⁰⁾である。村井は笠松宏至の見解を發展させて、「寺社一円仏神領」とは「寺社が本家職・領家職をともにもっている所領」、「本所一円知行地」とは「義詮の時代から半済や預け置きなどをまぬがれて本所が現実に知行してきた所領」、「寺社一円仏神領」に對置される非一円とは「雖有本家寺社領之号、於領家人給之地」¹¹本家は寺社であっても領家職が人給の地という意味であることを明確にした。応安大法には仏神領に対する極端な保護政策があったという笠松説と、国衙領は本所領に含まれているとする永原説を發展させて、応安大法の実際の適用例を九州・畿内近

国・東海諸国の史料に即して吟味して、永原説を一部批判的に継承し、笠松説の一部を修正した。つまり、寺社・本所が本家職・領家職である寺社本所一円領では半済令が除外される点では諸説一致していたが、半済令が適用される諸国本所領の解釈が永原説では地頭職の設置された非一円の本所領とするのに対して、笠松説は非地頭職の寺社本所一円領にこそ半済令が適用されたとしてその理解が正反対であった。村井は応安大法の適用令を全国から抽出して、地頭職のない本所一円領でも、地頭職のおかれた本所の非一円領でも半済令が適用されていることをあきらかにしたのである。そのうえで、応安大法の歴史的意義について「この大法をうけとり運用したのは寺社であり、仏神領の興行を目的とした徳政令であったこと」を指摘する。

この村井論文はひとつの室町幕府法を徳政という社会的風潮の中で再評価し、その法令の実際の適用例から、寺社勢力が在地勢力から現実的な譲歩をかちとったにすぎず、荘園支配のあり方や土地所有関係における根本的な変革は回避されていたことをあきらかにした。この村井論文は研究史上では徳政論の枠内で読まれているが、荘園制論として読み直してみれば、室町幕府特有の荘園政策の枠組みを検討する上でも多くのヒントを与えてくれる。室町幕府による荘園制再編政策の流れのなかに、応安大法を位置づけて再評価してみれば、これまでとは全く違った様相がみえてくるのも事実といわねばならない。

〔応安大法と荘園制の再編成〕

第一は、延文二年令ではじめて登場した「寺社一円之地并禁裏仙洞勅役料所等」という所領群が、応安大法では「禁裏 仙洞御料所・寺社一円仏神領・殿下渡領等」と義詮以来の「本所一円知行地事」としてよりその内容が特定されている。宮川説はこれを荘務権の構造のちがいとして解釈したが、それはあやまりで本家職・領家職の所在にもとづく荘園所領区分法だといわなければならない。この幕府法が到達した特別保護

荘園群は、禁裏御領・院領・殿下渡領・本家領家職一円の寺社領と、義詮以来本所の知行地として限定的に特定され固定化されたのである。このように所領区分された荘園群は半済令適用を除外されただけでなく、本所側雑掌への全面的所領返付という最も厚い本所領保護政策がとられた。室町期に禁裏御領・院領や殿下渡領が史料上に頻繁するようになるのはこのためである。禁裏御領や殿下渡領とはいかなる荘園群を指すかについてはこれまでも長い研究史がある⁽⁵⁾。王家領・撰閥家領を始め多くの俗人領では領家職や地頭職が寺社に寄進され、將軍家においても禪宗所領が激増する。これは室町期荘園制の特徴ともいえるが、それはまさにこうした特別保護荘園群の登場による室町期再版荘園制の特徴であるといわねばならない。

第二は、応安大法の「其外諸国本所領は暫く半分に分け、下地を雑掌に沙汰付し、向後知行を全うせしむべし」という法令が、延文二年令の「如此之所々においては、先ず下地を均分し一方を雑掌に返付すべき也、相残る分に至りては追って其沙汰あるべし」という下地均分法の条文を継承していることがあきらかである。延文二年にはじまる全国での「下地の半済」の実施法令を受けた上でその延長線上に応安大法ではじめて室町幕府は「諸国本所領」という所領群の範疇を明示したのである。いまや「諸国本所領」では下地を均分し半分を本所雑掌に沙汰付することが命令されている。これが佐藤の指摘する「下地の半済」に相当する。追加法五六条・五七条では下地中分によって半分を本所側に返付するのは、「軍勢発向」を公認された「三ヶ国本所領」「八ヶ国本所領」や「戰場両国」の諸国本所領のみに限定されていた。しかし、応安大法ではその枠が取り払われ、「諸国本所領」という所領群の枠組みが法概念として確定したのである。村井があきらかにしたように、地頭職の上に領家・本家職をも本所側がもった本所領でも、地頭職のない本所領でも半済令は適用されていた。いまや、軍勢発向に関係なく全国の本所領で半

済令が適用されていた。この諸国本所領では下地均分により半分は本所雑掌、半分は武家被官輩の知行が公認され両者が併存することになった。しかも、この諸国本所領の中に国衙領が含みこまれたのである。鎌倉時代までの荘園・公領という所領区分はもはや室町幕府法では無意味になった。網野の提起した荘園公領制概念が室町期荘園制には適用できないものであることはここからあきらかになる。

第三に、応安令が対象とする寺社本所領とは地頭職の設置されていない寺社本所一円領だけではなく、地頭職の上に本家・領家職を置いた寺社領や本所領をも含んでいた。「本家職が寺社で領家職が人給の仏神領」は本所領に准じて処置する。本所領が誤って將軍家下文によって武家被官輩に与えられた所領では替地を充行うことにし、まず本所側が給人を決め半分を知行させ守護の干渉は禁止する。鎌倉幕府以来月卿雲客に与えられた地頭職は本所領に混ざるわけにはいかなので半済令は除外する。こうして、本家職・領家職・地頭職をそれぞれだれがもっているかによって厳密な所領区分を行って半済令の適用と下地均分の返付を確定していった。永原はこの政策が重層的な職の体系を破壊したとするが、そうではない。寺社が本家職・領家職の両者をもっている場合は寺社本所一円領として全面的に武家領を排除するが、領家職が人給である荘園の場合は本所領に准じて一部武家領の存在を公認したのである。地頭職を武家被官輩がもっている場合は下地均分を行うが、月卿雲客がもっている荘園では諸国本所領とは別のものとしてそのままし下地均分はおこなわない。ここではいかなる所職をだれがもっているかによって下地の半済の適用法が異なっていたのである。いいかえれば、応安大法では半済令はこれまでの諸学説が理解しているような年貢の半済ではなく、延文二年追加法を受けた下地の半済になっていることに留意しなければならぬ。本家職・領家職・地頭職はこれまでのように上下に階層的重層的に存在する身分的な得分権ではなく、いずれの職も本家分や

領家方・地頭方として特定され所領化して「相給」として併存することになったとみることができよう。これを「所職の下地化」と呼ぼう。いまやすべての所職はいずれも下地と一体化することになる。

以上の検討から、室町幕府の荘園政策立法は、すべての荘園所領群を、武家領・禁裏御料・院領・殿下渡領・寺社一円仏神領・本所一円知行地、諸国本所領に所領区分し、寺社本所領保護政策に段階差を設けるとともに軍事上必要不可欠な武家被官輩への知行安堵策を協動的に施行させるというものであったといえる。その所領の再配分を実施させた手段が「下地の半済」・「所職の下地化」であったことに注目する必要がある。こうして官軍によって強制執行されて生み出された室町期荘園制を再版荘園制と呼ぶことができよう。

むすびに

以上の検討から、室町期荘園制では荘園・公領という所領区分は消滅し、武家領・禁裏御料・院領・殿下渡領・寺社一円仏神領・本所一円知行地、領家人給之地、月卿雲客知行地頭職、諸国本所領などに細分化されていくことをみてきた。武家領も再版荘園制である。

とすれば、永和年間に史料上確認された「東国本所領」という所領群はこの「諸国本所領」の登場の一環として整合的に理解することができる。以下、その点について再確認して本稿をまとめることにしたい。

「西国本所領の存在」

もともと、室町幕府は「軍勢発向」した諸国の本所領に半済令を適用する政策をとっていたことは前述した。観応三年に「近江、美濃、尾張三ヶ国本所領」(五六条^⑪)と「八ヶ国本所領」(五七条^⑫)がみえるのはその典型例である。したがって、この延長線上に「東国本所領」が出てきたものとみても不思議ではない。しかもその論理が歴史上機能して

いたとするなら、西国本所領という所領群も当然存在しなければならぬ。それを論証する史料として『園太暦』観応元年（一三五〇）十一月十六日条をあげよう。

天晴、今日道譽為武家使、向執權大納言許、彼卿依所勞不參、如例以経量朝臣申入云

一、播州敵陣出来之由、風聞之間、為退治、要害国領垂水郷住吉已下保今一所可申請事、御忘却

一、西国寺社本所領事、雖乱国、不可自専之旨、申入罷立了、而臨期難義非無遠迹、若真実為難治者、可申請也、兼伺時宜云々

一、兵衛督人道有陰謀之企之由有其聞、可追討之旨、可被下院宣事
三箇条悉聞食之由被仰、就中追討事、被下院宣了、真実將軍所存歟、尤不審事也

観応元年（一三五〇）十一月佐々木高氏が武家使として執權中御門経頭の下に申入れをしたが、経頭は疲労のため代わって経量朝臣がその内容を光厳上皇に院奏した。その内容は、イ、播州で將軍尊氏の敵である直義・直冬らの軍勢が在陣したので、退治のため要害として国領の垂水郷・住吉以下の保をみとめてほしい。ロ、「西国寺社本所領」は乱国状態になっているが、本所側が自専しないように申入れに参上した。この時期に臨み、武家側が難儀していることについて朝廷側の不審なきにしもあらずである。もし本所に困難になった場合には武家側に認めてほしい。ハ、足利直義が謀反を企てているとの噂がある、追討のため光厳上皇の院宣を下してほしい。この三点については光厳上皇から許可の仰せがあった。特に追討の院宣は下った。しかし、洞院公賢はこれらが將軍尊氏の意思なのかどうか不審であると日記に記している。

ここから注目されるのは、観応擾乱が始まった観応元年（一三五〇）十一月段階で、尊氏は光厳上皇に「西国寺社本所領」について乱国ではあるから朝廷・本所側が自専しないように申し入れていたのである。い

わば、「西国寺社本所領」にも將軍家の軍勢が発向して戦闘状況になったとき、武家側による兵糧料所の設置に朝廷が協力するようにもとめていたのである。このように武家と院が合議することについては、貞和二年（一二三六）の追加法三〇条⑧に「一山賊海賊事、糾明出入之在所、有領主同意之儀者、於其所者、永可令改補地頭職、至本所寺社領者、靜謐之程可被補地頭哉否、可経奏聞焉」とある。本所領・寺社領では政治的動乱が安定した時期になって地頭を置くか否かについて院への奏聞を約束していたのである。また要害の地についての処置は、その後、延文二年（一二五七）の追加法七九条⑩の一文に「次要害地事、下地相分、年貢支配、兩様之多少、兼日難定、隨在所之用否、宜為臨時裁斷」と規定されることになる。戦闘上必要不可欠な要害の地が寺社領本所領にある場合に下地の半済にするのか、年貢の半済にするのか、緊急には決めがたいので院側と協議して臨時の裁断にするという処理がとられていたといえよう。

観応擾乱の中で幕府軍の発向した「西国寺社本所領」においてこれら幕府法と同じことが事実上前倒し実施されていたのである。建武四年から応安元年の荘園政策立法は内乱期の経験や教訓を政策化し法令化したものといえよう。

このことは、九条家領甲斐国志摩荘においてみられた「東国本所領」の「武家御沙汰」と同じ対応といえよう。將軍側は、西国寺社本所領でも、さらには東国本所領においても武家側の介入を院に許容させ、下地の半済により半分は本所側雑掌に返付する代わりに半分は武家被官輩の知行を公認させていたのである。

〔内乱期における幕府・北朝の政策的優位〕

この政策の推進は内乱での戦闘中、諸国において武家被官の知行を安堵する一方で、本所領家・寺社・公家らの知行をも保証するという二つの階級利害の調整に室町幕府と北朝側が成功する政策を見つけ出したこ

とを意味する。それによって、尊氏軍は軍勢発向した諸国において、武家被官の支持と寺社や公家層の支持も取り付けることができるようになり、軍事的にも行政的にも優位に立ちえたのである。この政策的優位が北朝側に軍事的勝利を保証したといえよう。室町期荘園制の新しい所領区分と荘園政策立法が内乱の進行とともに次第に浸透していったのも將軍家の軍事的勝利を背景にしていた。東国においても東国本所領の武家沙汰が決まった永和二年前後にはほぼ北朝の軍事的勝利が明確になり、永和四年には將軍義満が花の御所に移っている。再版荘園制の成立過程は、政治軍事史と一体となって進行したのである。

本稿は、室町幕府の荘園政策立法を再検討し、室町期の荘園制を再版荘園制として評価すべきことを東国本所領の存在を通じて問題提起した。室町幕府の荘園政策立法が東国荘園の個別事例の中でどのように具体化されたのか、また東国本所領の領家年貢京上システムがどのようなもので「武家御沙汰」はどのように具体化現実化されていたのか、東国の再版荘園制はどのように解体したのか、などの重要な諸点はいずれも別稿「東国荘園年貢の京上システムと国家的保障体制」に譲らざるを得ない。それらの諸点の解明なしには室町期再版荘園制論が成り立ち得ないことは自覚している。読者のご教示をえながら、その究明に努力したいと思っている。

註

- (1) 永原慶二「荘園」(吉川弘文館 一九九八)。
 (2) 宮川満「荘園制の解体」(岩波講座日本歴史7中世3)岩波書店一九六七のちに「宮川満著作集 1 荘園村落・農民の動向」(第一書房、一九九八)。
 (3) 羽下徳彦「越後に於る守護領国の形成」(『史学雑誌』六八—八、一九五九)、田沼睦「国領の領有形態と守護領国」(『日本史研究』八〇、一九六五)、同「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史7中世3』岩波書店、一九七〇)。
 (4) 新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」(寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』吉川弘文館、一九六六)、須磨千頼「土

倉による荘園年貢収納の請負について」(『史学雑誌』八〇—六、一九七二)、安西欣治「崩壊期荘園史の研究」(岩田書院、一九九四)。代官請負制を荘園制とは異なるものとして評価する永原慶二「荘園解体期における請負代官制」(講座日本荘園史4、荘園の解体)吉川弘文館、一九九九)がある。拙稿「室町期の代官請負契約と債務保証」(地方史研究協議会編『生活環境の歴史の変遷』雄山閣出版、二〇〇一)は、代官請負制が室町幕府による年貢京上システムと債務保証に裏付けられた流通構造に支えられた国家的保証体制であることを論じた。

- (5) 稲垣泰彦「日本中世社会史論」(東京大学出版会、一九八二)、安田次郎「百姓名と土地所有」・久留島典子「東寺領山城国久世荘の名主職について」(木村茂光・井原今朝男編『展望日本歴史8荘園公領制』東京堂出版、二〇〇〇所収)。
 (6) 南北朝内乱以後、荘園領主が膝下荘園の再編成を強化したとする見解は、熱田公「室町時代の高野山領荘園について」(『ヒストリア』二四、一九五九)、同「室町時代の興福寺領荘園について」(『史林』四四—三、一九六三)、小泉宜右「内乱期の社会変動」(『岩波講座日本歴史6』中世2岩波書店、一九七五)。最近では菅原正子「中世公家の経済と文化」(吉川弘文館、一九九八)。
 (7) 島田次郎「荘園制的収取体系の変質と解体」(講座日本荘園史4)吉川弘文館、一九九八)。
 (8) 黒川直則「守護領国制と荘園体制」(『日本史研究』五七、一九六二)、大山喬平「室町末・戦国初期の権力と農民」(『日本史研究』七九、一九六五)。
 (9) 永原慶二「東国における惣領制の解体過程」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六二)、峰岸純夫「中世の東国」(東京大学出版会、一九八九)、岸田浩之「室町幕府・守護と荘園」(講座日本荘園史4)前掲書)。
 (10) 東国荘園研究を代表する峰岸純夫「東国武士の基盤—上野国新田荘」(稲垣泰彦編『荘園の世界』東京大学出版会、一九七三)は領家年貢にほとんど言及しない。網野善彦「常陸国信太荘」(『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会、一九七八)は鎌倉前期に金剛寺領としての領家職は有名無実とし、信太東条は鎌倉末に東条荘になるとし、東寺雑掌の支配は下地に及ばず「惣管領之仁」から年貢銭を受け取ったのみで、貞和・観応・延文年間には信太荘は「決定的に東寺の手からはなれ去った」(四九九頁)と評価する。鎌倉府の御料所や鎌倉寺院の所領を解明した貴重な研究として山田邦明『鎌倉府と関東』(校倉書房、一九九五)がある。しかし、それでも武家領としての所領が分析の対象とされ、本所領荘園の領家年貢や財物の京上についてはほとんど問題にされていない。新川武紀『下野中世史の新研究』(ぎょうせい、一九九四)や小国浩寿『鎌倉府体制と東国』(吉川弘文館、二〇〇一)などでも東国農民にとっての荘園制の極

桔という分析視角はみられない。近年、新田英治「中世後期、東西両地域間の所領相博に関する一考察」〔学習院史学〕三七、一九九九が、鹿王院領、天竜寺領などや所領相博の事例から「中世後期の東国荘園においても年貢収納そのものが不可能になっていたのでは必ずしもなく、大きな問題は財物の流通過程にあった」というきわめて重要な事柄を指摘している。東国荘園年貢の京上システムについては別稿を予定している。

(11) 戦国期の「領」については、峰岸純夫「戦国時代の「領」と領国」(中世の東国) 東京大学出版会、一九八九。藤本久志「大名領国の経済構造」(戦国社会史論) 東京大学出版会、一九七四。中丸和伯「後北条氏と虎印判状」(稲垣泰彦・永原慶二編「中世の社会と経済」東京大学出版会、一九六六)。

(12) 寺社造営と勸進および棟別銭徴収については、中ノ堂一信「中世的「勸進」の形成過程」(日本史研究会史料部会編「中世の権力と民衆」創元社、一九七〇)、永村真「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九八九)、松尾剛次「勸進と破戒の中世史」(吉川弘文館、一九九五)など参照。東寺については網野善彦「中世東寺と東寺領荘園」(東京大学出版会、一九七八)、橋本初子「中世東寺と弘法大師信仰」(思文閣出版、一九九〇)、伊藤俊一「室町時代における東寺修造勸進」(東寺文書研究会編「東寺文書にみる中世社会」東京堂出版、一九九九)参照。東国寺社については、小森正明「寺社の造営からみた中世後期の東国社会」(書陵部紀要)四八、一九九七。円覚寺文書は「鎌倉市史資料編」(吉川弘文館、一九七二)、「神奈川県史資料編3上下」(神奈川県、一九七五)による。以下、後者の典拠は、文書番号をあわせて「神四七八七」のごとく略記する。

- (13) 小森正明前掲論文三〇頁
- (14) 網野善彦「無縁・公界・楽」(平凡社、一九七八)、豊島修「熊野信仰と勸進聖」(山岳宗教史研究叢書「近畿霊山と修験道」名著出版、一九七六)、榎原雅治「山伏が棟別銭を集めた話」(日本中世地域社会の研究)校倉書房、二〇〇〇、初出は一九八六。
- (15) 黒崎敏「棟別銭ノート」(史学雑誌)一〇七―一一、一九九八。
- (16) 藤本久志「大名領国の経済構造」(日本経済史大系2 中世) 東京大学出版会、一九六五。
- (17) 泉谷康夫「名役・在家役・棟別銭」(日本歴史)五〇二、一九九〇、のちに泉谷康夫「日本中世社会成立史の研究」高科書店、一九九二所収。
- (18) 安田次郎「中世の興福寺と大和」(山川出版社、二〇〇二)、東島誠「公共圏の歴史的創造」(東京大学出版会、二〇〇〇)。
- (19) 宮地直一「六条新八幡宮の性質」(歴史と地理)一〇一―三・四、一九二〇、

海老名尚・福田豊彦「六条八幡宮造営注文」について」(国立歴史民俗博物館研究報告)四五、一九九二。

(20) 東国国家論は論者により偏差がみられるが、ここでは、網野善彦「東と西の語る日本の歴史」(そして、一九八二)、伊藤喜良「室町期の国家と東国」(「中世国家と東国・奥羽」校倉書房、一九九九、初出は一九七九、佐藤博信「戦国期における東国国家論の一視点」(「古河公方足利氏の研究」校倉書房、一九八九 初出は一九七九)参照。これら東国国家論への批判は少ないながら、青山文彦「内閣文庫所蔵「諸国文書」所収事書に関する基礎的考察」(「歴史」八一・八二、一九九四)、新田英治「中世後期の東国守護をめぐる二三の問題」(「学習院大学文学部研究年報」四〇、一九九四)が重要である。研究史については拙論「90年代日本中世史の研究動向と課題」(「歴史評論」六一八、二〇〇一)。

(21) 網野善彦前掲注(10)論文、網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長」(茨城県史研究)二三・二四、一九七二)、山本隆志「常陸国信太荘の知行構造」(茨城県史研究)七七、一九九六)参照。

(22) 堤禎子「常陸国」(講座日本荘園史5、東北・関東・東海地方の荘園)吉川弘文館、一九九〇)、国立歴史民俗博物館編「日本荘園資料」(吉川弘文館、一九九八参照)。

- (23) 村田正志「増補南北朝史論」(思文閣出版、一九八三)。常陸五か郡は東寺造営料にあてられていたのであるから、東寺領となり寺社本所領に入るのも当然といえよう。
- (24) 九条家文書(「図書寮叢刊 九条家文書」一四五二号)。以下「九」と略記。九条家文書は「山縣又雅丸」とするが、原本調査から本文のように訂正した。
- (25) 網野善彦「甲斐国」(講座日本荘園史)前掲書。
- (26) 宮川満(前掲注2論文、一五六頁)
- (27) 宮川満(前掲注2論文)
- (28) 黒川直則・大山喬平前掲注(8)論文
- (29) 島田次郎「平済制度の成立」(「史潮」五八、一九五六)
- (30) 永原慶二「荘園制解体過程における南北朝内乱期の位置」(「日本中世社会構造の研究」岩波書店、一九七三、二九八―三〇〇頁)。
- (31) 村井章介「徳政としての応安半済令」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編「中世日本の諸相」下巻 吉川弘文館、一九八八)。
- (32) 東寺百合文書イ31・建武三年九月五日尊氏御判御教書、東寺文書射1―12・暦応二年十二月九日直氏下知状、上島有「京郊荘園村落の研究」(塙書房、一九七〇、一二五―二七頁)。

- (33) 宮川満(前掲注1論文一四二頁)。
 (34) 島田次郎「荘園制的職体制の解体」(竹内理三編『大系日本史叢書 土地制度史1』山川出版社、一九七三)。
 (35) 工藤敬一「荘園制の展開」(岩波講座日本歴史5 中世1)岩波書店、一九七五。同「荘園公領制の成立と内乱」(思文閣出版、一九九二)。
 (36) 高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」(『史学雑誌』一〇五一、一九九六)。
 (37) 工藤敬一「荘園制社会の基本構造」(『熊本歴史科学研究会会報』五二、二〇〇二)。同「荘園制社会の基本構造」(校倉書房、二〇〇二)。
 (38) 高橋典幸「荘園制と武家政権」(『歴史評論』六二二、二〇〇二)。
 (39) 佐藤進一「日本の歴史9南北朝の動乱」(中公文庫、一九七四)、網野善彦『日本の歴史10 蒙古襲来』(小学館、一九七四)。笠松宏至『日本中世法史論』(東京大学出版会、一九七九)、海津一朗『中世の変革と徳政』(吉川弘文館、一九九四)、同『蒙古襲来』(歴史文化ライブラリー 吉川弘文館、一九九八)、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』(NHKブックス、二〇〇一)。
 (40) 市沢哲「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」(『日本史研究』三五五、一九九二)。
 (41) 海津一朗『中世の変革と徳政』(前掲注39書)
 (42) 海津は「蒙古襲来」(前掲書 一四三頁)で「幕府は西国守護に一〇月までに国内の寺社本所領の在所および当知行者名を書いた台帳・太田文を提出するよう指令した」と叙述する。その典拠を示さないが「中世の変革と徳政」(前掲書)「鎌倉時代の神領興行法・適用事例年表」によれば、弘安八年二月の関東御教書(鎌一五四三六)を根拠に「寺社本所領の在所」を読み取っている。しかし、この文書には「寺社本所領」の用語はまったくなく、本所領興行とは無関係であり、海津の誤読である。この関東御教書は守護や国衙機構が関東御領や荘園の領主を掌握していたものであり、その点については拙論「公家新制の公田興行令と得宗領の公田開発」(『信濃』五四―三、二〇〇一、五一―五二頁)を参照。
 (43) 弘長三年(一二六三)八月十三日宣旨(笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世政治社会思想 下』岩波書店、一九八一)。
 (44) 笠松宏至『前掲書』一八四頁。
 (45) 『中世政治社会思想』(前掲書)。なお、在地の荘園文書で「本所領」興行がみえる初見史料は、『高野山文書六』又続寶簡集七二―一三二七の「学侶評定事書」に「従去年建武四秋比、員外之輩、於石垣荘・阿豆河荘・野上荘・小河柴目荘・貴志荘河東・荒見荘等、伺動乱之便、致濫妨之間、仏聖供灯及懈怠之条、不便之次第也、且任 院宣并將軍家御下知状、且任諸国平均神社仏寺本所領御興行御事書、急速停止濫妨、当知行如元無相違之様、被経御沙汰之由、可申入守護所御方事」と見えるものである。したがって、本所領興行令は建武三・四年比に紀伊国の高野山領にも伝えられていたことがわかる。この史料は悪党史料として広く知られているが、本所領興行との関係は注目されていない。
 (46) これまでの室町幕府追加法の解釈は時限立法として政治的に理解する方法がとられている。たとえば観応三年七月令・八月令についても小林一岳は、半済も一作分のみであり「観応の擾乱の戦後処理政策ということにつき」とし、「平和令」だと評価する(『日本中世の一探と戦争』校倉書房、二〇〇一、三六三頁)。しかし、「軍勢発向」した諸国において「本所領」を確定し、「寺社一円所領」を区別して特別に保護政策を推進するという政策によって在地では事実上あたらしい所領区分が登場していったのであり、荘園政策立法として機能したことには留意すべきである。『高野山文書六』又続寶簡集七三―一三六〇に観応二年七月令が「寺家本所領事書案」として書写されているのも、紀伊国でも本所領興行として注目されていたことがわかる。
 (47) これまで半済令の研究史は膨大であるが、その議論の枠組みは荘園体制の存続維持と兵糧料所の確保との関係で半済令を論じ、本所領の武家領化が強調されるのみである。寺社領・本所領の所領区分を再編成しようとしていた幕府の荘園政策との関係で半済令を分析する方法がとられていない。
 (48) 佐藤進一「前掲注39書」(中公文庫版、三二九頁)。「年貢の半済」と「土地の半済」を区別する視角は、室町期再版荘園制を考える上できわめて重要である。
 (49) 島田次郎前掲注(29)論文(小川信編『論集日本歴史5・室町政権』有精堂、一九七五所収)、永原慶二「荘園制解体過程における南北朝内乱期の位置」(『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三、初出は一九六二)、笠松宏至(シノジウム日本歴史8『南北朝の内乱』学生社、一九七四、九四―一〇一頁)。
 (50) 村井章介前掲注(31)論文。
 (51) 代表的なものとしては、奥野高広『皇室御経済の研究』(歎徳書房、一九四二)、村田正言「摂関家領とその特質」(『植木博士選歴記念国史学論集』一九三八)、水戸部正男「殿下渡領の性質」(『法制史研究』四、一九五四)、宮内庁書陵部「御撰録渡荘目録 解題」(九条家文書コロタイプ複製本)、橋本義彦「藤氏長者と渡領」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六、拙稿「摂関家領における代始安堵考」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五)。
 (国立歴史民俗博物館歴史研究部)
 (二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

Process of Establishment of Muromachi Period Togoku Honjoryo Shoen

IHARA Kesao

Until now, the view of the shoen system in the Muromachi Period has been one of the process of dismantling the shoen system. The thrust of this paper is that both the bakufu, that typifies the state in the years from the Nanbokucho Period through the Oan Period, and the imperial authorities, were promoting policies that were attempting to reconfigure the shoen system, and by having linked into the movement from the estate to the division into two halves, a revamped shoen system emerged, providing stability in the Oei period in particular, and playing a useful function in society.

First of all, in the Togoku in the Nanbokucho period, it was the rinshi (order) of the emperor that commanded the payment of munabetsusen, and that was enforced through travel between the shogun's houses and Kanto kanryo / shugo. At the same time, there was still some ethic of resistance, with the honjoryo of temples and shrines and the *jito horinouchi* being exempted. Moreover, in the same period, there existed shoryo divisions called Togoku Honjoryo, and that was where the order to pay annual tributes was made in the form of a samurai order and protection applied unilaterally on the authority of the bakufu.

Secondly, an investigation of how categories of regional configuration changed and emerged reveals that the establishment of shoen policy by the Muromachi bakufu from Kemmu 4 (1337) to Oan 1 (1368), divided the shoen-shoryo into two major categories, bukeryo and honjoryo. Moreover, when the trends in the establishment of shoen policies by the bakufu are examined, from the ordinance in Enbun 2 (1357), in addition to recognizing the chigyō (possession) of the *bukehikan* who hold chigyō land, a law dividing half of the land between samurai and the honjo was enforced. Moreover, new shoryo divisions called "jisha ichiennochi" and "*kinri sento chokuyaku ryosho*" emerged, and a full-scale protective policy was taken for them. This enabled both the buke hikan and the shoen ryosho level to gain benefits simultaneously. The shokoku honjoryo made its first appearance in the *great law of Oan*, and it has become clear that it was an extrapolation of this move that led to saikoku jisha honjoryo existing in parallel with the togoku honjoryo.

This paper states that, as a result, it was not the case that the shoen system was established in the Insei period and declined or was dismantled in the Muromachi period. It was the establishment of the Muromachi bakufu's shoen policy that reconfigured the framework of the shoen system, producing the new shoryo category law (shoryo kubunho), playing a role both in historical and societal terms.
